

すこやか子育てプランの 説明会を開催します

香美市教育委員会 幼保支援課



平成18年2月、旧土佐山田町において策定された、「保育所を子育て支援の中核施設」とする「土佐山田町すこやか子育てプラン」を香美市の少子化対策の重要施策と位置づけ、子育て世代がだれでも等しく利用することのできる保育サービスのタイムリーな提供と、

安心と喜びをもって子育てができる環境づくりの推進をめざしています。

本プランの説明会を次の日程で開催しますので、ご参加いただきますようご案内します。(説明内容は両日とも同じです)

当日は託児所を設けておりますのでご利用ください。



【プランの概略】

保育園に通園する児童を対象とした**延長保育**や**0歳児の定員拡大**といった保育サービスの拡充と、安全や環境に配慮した保育園の新設、また、保育園に通園していない児童も利用できる**一時保育**や**つどいの広場**(子育て相談や親子の交流の場)を実施する**子育て支援センター**の設置および**充実**が主な内容です。

【説明会日程】

- ・第1回 6月18日(日) 13時30分～15時30分
- (会場) 香美市立中央公民館 大ホール
- ・第2回 6月22日(木) 19時～21時
- (会場) 香美市立中央公民館 大ホール

【問い合わせ先】 香美市教育委員会 幼保支援課

(☎ 53・1088)

児童手当制度が 拡充されます

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生までから、小学校6年生までに拡大され、あわせて、所得制限が引き上げられます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者：これまで、児童手当を受給していた方は、手続きをする必要はありません。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者：これまで、児童手当を受給していない方は認定請求、児童手当を受給していた方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者：所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する方は、認定請求の手続きが必要となります。

認定請求に必要な添付書類
健康保険被保険証等の写し(申請者が厚生年金等に加入者の場合)

児童手当用所得証明書(香美市に平成17年1月1日に住所がなかった場合)

申請者の銀行等の口座番号

所得制限等により支給されない場合もあります。公務員の方は勤務先で手続きしてください。

平成18年9月30日まで(土・日曜、祝日は除く)に上記の手続きを終えないと、4月分にさかのぼって支給されませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

香美市福祉事務所 福祉係
(☎ 53・3117)
手続きは、香北・物部各支所でもできます。

